

B10、B14、B18 から認定番号が始まる認定者の皆様へ

今年度、「道守補」資格更新の対象となる方へのお知らせです。
内容をよく確認いただき、すみやかに手続きをお願いします。

1. 更新手続きのお願い

2010年度・2014年度・2018年度に認定された皆さまは2023年3月31日で期限が切れます。
資格を継続するためには下記の条件を満たすことが必要です。
更新可否の審査がありますので、更新手続きの締め切りは2022年11月30日(水)までとします。
締切を超えての受付はできませんのでご了承ください。

道守補の更新条件は、下記の【条件1】または【条件2】を満たすことが必要です。

(【条件1】か【条件2】、どちらか1つ選択する。)

【条件1】4年間に以下の活動を4件以上「申請」

- (1)長崎県内のインフラ構造物の異常通報（道守ポータルからの通報）
- (2)愛護団体・自治会などによる長崎県内の道路パトロールもしくは清掃活動への参加
※写真・案内書・終了報告などの添付をお願いします。(実施日の日付が入っていること)
※道守養成ユニットの会の各地域での道路パトロール・清掃活動も含む。
- (3)長崎県・長崎県職員OB・道守認定者の合同点検(橋梁、防災・トンネル)、重点維持管理橋梁点検への参加。または、事前に開催される研修会への参加。
- (4)道守養成講座、インフラ体験学習(工業高校)などにおける講師としての参加。
- (5)道守養成ユニットの会(認定者の会)が主催・共催する行事のうち、認定者の継続教育に資すると認められるもの(現場見学会、技術研修会、講演会、道路パトロールなど)への参加。
- (6)維持管理に関する講演会への参加
※プログラムやCPDS証明書など内容がわかり、日付が入った書類の添付をお願いします。

◆【長崎県外の認定者で上記の条件が困難な場合】

維持管理に関する講習会、研修会、講演会に参加し、4年間でCPD(CPDS)8単位以上習得

活動の申請は道守ポータル内の個人ページから自己申請です。確認もできます。

活動申請マニュアル ⇒ <https://michimori.net/man.html>

【条件2】技術レポートの提出

- 【条件1】が完了されれば更新は許可されますが、個人や職場の都合で活動申請ができなかった場合は、活動申請に代わる【条件2】の技術レポートの提出で代替することができます。この場合の執筆要項と書式は資料1のとおりです。

締め切りの11月末まで時間がありますが、活動の未申請がある認定者はすみやかに活動を申請してください。道守ポータルは各個人での入力しか受け付けていません。

2. 「更新手数料」及び「資格認定証発行までのスケジュール」

2018年度から講座と資格の継続にあたり、養成講座の受講料・資格認定証交付料、認定者の資格認定証更新料を徴収しております。2022年度より更新手数料は 5,000円 です。

- 更新料振込の案内：2023年2月上旬に郵送。
- 振込確認後、資格認定証発行：2023年4月上旬に郵送。

3. 受領確認について

更新の案内をハガキとメールでお届けします。勤務先の退職、職場内の異動、職場のメールアドレスの変更、現場配属等により届いていないケースがありますので所在確認等をお願いします。

確認のため、更新の案内メールに受領の返信をお願いします。

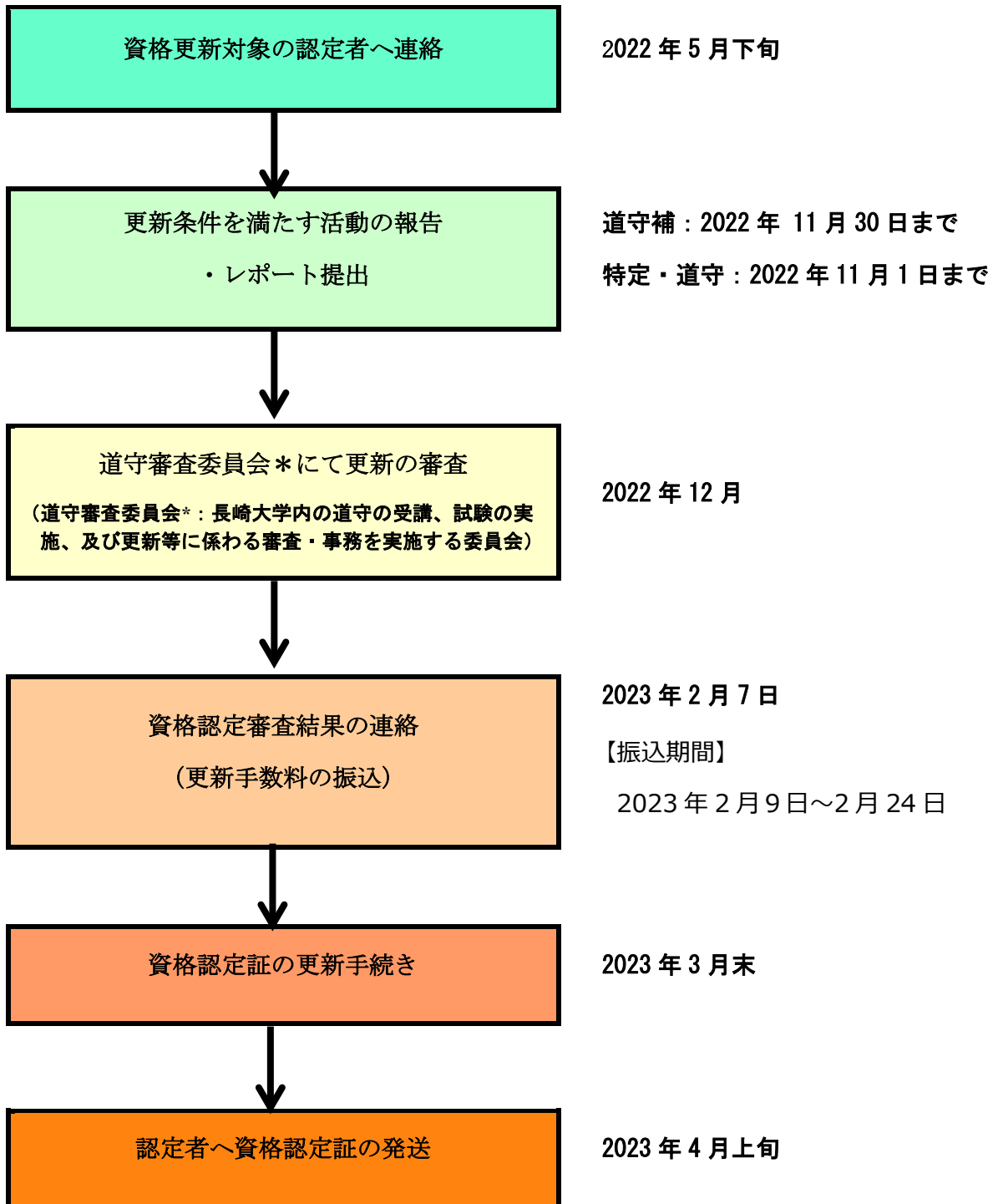
案内受領確認締め切り：6月1日(水) とします。

活動申請やレポート、報告書の提出は締切厳守でお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、
インフラ長寿命化センターまでお問い合わせ下さい。

長崎大学大学院工学研究科
インフラ長寿命化センター 道守養成講座事務局
〒852-8521 長崎市文教町 1-14
TEL 095-819-2880 FAX 095-819-2879
Email michimori@ml.nagasaki-u.ac.jp

道守資格の更新手続きの流れ (2022年度更新対象者用)



※更新条件を満たして審査を通過しても、更新手数料(5,000円)が未納ですと資格認定証は発行できませんので、ご注意ください。

※資格認定証の再発行は有料(2,000円)です。

「更新」のための【条件 1】の活動申請に代わる技術レポート執筆要項 (2022 年度)

1. 内容と留意事項

【条件 1】の活動申請に関わる活動ができなかった場合は技術レポートを提出することで代替できる。

- (1) インフラ維持管理として相応しいと考えられる経験等を記述すること。活動等の時期は認定もしくは更新後に実施した内容とする。

※図や写真を用い、できるだけわかり易く記述すること。

※記述にあたっては守秘義務、著作権に十分配慮すること。

- (2) 以下のいずれかについて記述すること。

1) 居住地周辺等で見かけるインフラ構造物の目視の調査の技術レポート

2) 維持管理に関する技術講習会等の参加の技術レポート

3) 維持管理に関する技術論文等の文献調査の技術レポート

※1)については、見つけた技術的課題とその考察を記載すること。

※2)、3)については、内容に加えて、自分の意見・考察を入れること。

2. 原稿の書式

原稿の書式は自由形式であるが、1枚目の表紙を付け、内容をA4用紙2枚にまとめ、頁を記入。

提出時は PDF ファイルとし、メールで提出可。 見本を付けています。参考に！

3. 提出期限

2022 年 11 月 30 日 (水) 必着

4. その他

技術レポートの作成に際し、他人の著作物等や WEB 上の情報等から引用・転載・参照したにもかかわらず出典を明示すること無く提出する行為や、他人が作成したものを自分が作成したものとして提出する等の不正行為が認められた場合は、審査によりその認定を取り消す場合があります。

<レポート提出・問い合わせ先>

長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター

〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL:095-819-2880 FAX:095-819-2879 Email:michimori@ml.nagasaki-u.ac.jp

【条件 1】の活動申請に代わる技術レポート用紙

(1枚目表紙・必須記入)

氏名	
認定番号	
会社名	
電話番号	
メールアドレス	
題目	
選択した記述内容 の番号に○を記入	<ol style="list-style-type: none">1) 居住地周辺等で見かけるインフラ構造物の目視の調査の技術レポート2) 維持管理に関する技術講習会等の参加の技術レポート3) 維持管理に関する技術論文等の文献調査の技術レポート

【条件 1】の活動申請に代わる技術レポート用紙

(2枚目・自由記入)

報告内容を自由形式(A4用紙2枚以内)でまとめて下さい。本フォーマットへの記入でなくとも可です。

【条件 1】の活動申請に代わる技術レポート用紙

(3枚目・自由記入)

更新条件(1)の活動ポイントに代わる道守認定更新レポート用紙

(1枚目・必須記入)

氏名	〇〇 〇〇
認定番号	B20202
会社名	長崎インフラ株式会社
電話番号	095-819-0000
メールアドレス	michimori@ml.nagasaki-u.ac.jp
題目	(1)居住地周辺等で見かけるインフラ構造物の目視の調査の技術レポート

道守認定更新レポート用紙

(2枚目・自由記入)

報告内容を自由形式(A4用紙2枚以内)でまとめて下さい。本フォーマットへの記入でなくとも可です。

朝日ヶ峰地区の擁壁に発生しているコンクリートの目視による変状調査

図-1

調査場所：長崎市〇〇町▲

調査対象構造物：道路擁壁

施工時期：1990年代

変状の発生時期：不詳

調査日：令和元年8月29日



1.まえがき

仕事柄か、コンクリートの変状を探るのが好きです。塩害、アルカリ骨材反応や中性化等はよく目にすることがありますが、今回調査したコンクリートは、あまり見かけることがないコンクリート表面の変状です。

図-2

2.調査現場状況

国道34号線朝日ヶ峰の交差点から網場町へ向かう道路沿いで、擁壁の上部は張出して国道34号の歩道の一部となっている。擁壁の大きさは、長さが180m、道路勾配のため高さが低い所で3m、高い所で10mである。手前60m(擁壁①)が垂直壁であり、階段から奥の120m(擁壁②)は上部が張出している構造になっている。(図-2, 3参照)そのため、雨がかりが少ないのでコンクリート表面の色は白い。上部の歩道のパラペットの壁と比較しても明らかである。



図-3

3.変状の状況

変状が発生しているのは擁壁②である。経年劣化により、コンクリートの乾燥収縮によるひび割れやセパレータからの漏水が発生している。同様に垂直打ち継ぎ目からも漏水が発生している。

漏水している場所の周りのモルタル分が剥離しており、粗骨材面が出現している。(図-4、5参照)変状箇所は大小合わせて30箇所前後である。



道守認定更新レポート用紙

(3枚目・自由記入)

4.原因推定

粗骨材面の出現は、摩耗による削り出しなどが考えられる。しかし、擁壁の垂直壁面であり摩耗など大きな力が作用することは考えにくい。

変状の箇所が、漏水付近に発生しているので、漏水がコンクリートに悪影響を及ぼしていると考えるのが妥当である。アルカリ性であるコンクリートを溶かすことができるのは酸性物質である。擁壁の裏側に酸性物質が存在し、地下水がそれをコンクリートの表面に抽出し、中和反応が進みモルタル分を溶かしたものと考える。雨がかりのない現場の環境は、擁壁面の有害物質を洗い流すことができないので、さらに変状を加速させる結果となっている。漏水箇所より上方に侵食しているのもそのためであろう。(図-5参照)

6.考察

今回は目視による調査のため、酸性物質が何であるのかが解りませんでした。今後調査を進めるためには、まずは酸性物質を化学分析し特性を知ることが肝要であると考えます。酸性物質が特定できれば、酸の強弱が解ります。施工時に発生したものか、もともと存在していたものか、外部から侵入してきたものかが推定できます。それによって、今後引き続き変状が進むものかが把握できます。

目視の範囲内では、崩壊等の心配は無いと考えます。しかし、酸の強い擁壁の裏側の変状は把握できていません。今のところ鉄筋の錆汁の抽出がないので大丈夫でしょう。錆汁の抽出があれば危険信号だと考えられます。酸の抽出が止まらず、変状が進む場合は崩壊の危険性もありますので引き続き経過観察が必要であると考えます。

図-4



図-5

